

鳥取市補助金カルテ

NO.	342	担当課	学校保健給食課	外線	0857-30-8416
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市遠距離等通学費補助金（小学校）				
概要	遠距離や通学上の危険度等の要因により、バスやJRまたは自家用車で通学する市立小・義務教育学校の児童の保護者に対し、通学費用を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1201）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H22	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	利用者アンケート「負担軽減に役立っている、どちらかといえば役立っている」割合70%以上				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	遠距離通学費補助金（小学校）					
R8予算	9,784千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	対象児童数407人 9,784千円 ※次の額の合計／バス(JR)定期券購入事業、自家用車通学事業、バス(JR)定期券購入・自家用車通学併用事業 ※各事業において上限額あり			R7 (見込)	359	10,655
				R6	416	9,732
				R5	404	9,963
				R4	441	10,937
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	対象地域から通学する児童生徒の保護者
対象経費	通学定期代、送迎にかかる燃料費等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。（定期券購入事業のみ完了後申請）
実績確認	実績報告書もしくは申請書に領収書等を添付し確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 保護者の負担軽減を目的とした補助であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	343	担当課	学校保健給食課	外線	0857-30-8416
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市遠距離等通学費補助金（中学校）				
概要	遠距離や通学上の危険度等の要因により、バスやJRまたは自家用車で通学する市立中・義務教育学校の児童の保護者に対し、通学費用を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1201）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H22	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	利用者アンケート「役立っている、どちらかといえば役立っている」割合70%以上				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	遠距離通学費補助金（中学校）					
R8予算	6,322千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	対象生徒数 77人 6,321千円 ※次の額の合計／バス(JR)定期券購入事業、自家用車通学事業、バス(JR)定期券購入・自家用車通学併用事業 ※各事業において上限額あり			R7 (見込)	72	5,812
				R6	80	5,181
				R5	76	5,356
				R4	98	6,652
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	対象地域から通学する児童生徒の保護者
対象経費	通学定期代、送迎にかかる燃料費等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。（定期券購入事業のみ完了後申請）
実績確認	実績報告書もしくは申請書に添付の領収書等で確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 保護者の負担軽減を目的とした補助であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	344	担当課	学校保健給食課	外線	0857-30-8416
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市自転車通学用ヘルメット購入費補助金				
概要	市立中学校・義務教育学校(6年生以上に限る)の生徒のうち、通学に際し、学校から自転車通学を許可された者の保護者に対し、自転車通学用のヘルメットの購入に要する経費を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1201）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H17	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	自転車で登下校する児童生徒のヘルメットの着用率				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	中学校費	目	教育振興費	
歳出事業名	通学用ヘルメット購入補助金					
R 8 予算	267千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	1,500円×178人=267,000円			R 7 (見込)	238	345
				R 6	233	350
				R 5	276	330
				R 4	256	384
補助率・補助額	10分の10			上限額	2千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	市内に居住する市立中学校・市立義務教育学校（6年生以上に限る）に通学する生徒のうち、学校から自転車通学による登下校を許可され、自転車通学用ヘルメット（団法人製品安全協会が「SGマーク」認定又は学校指定指定）を購入した児童又は生徒の保護者。
対象経費	ヘルメット購入費
精算方法	事業完了後に申請するため、精算なし（申請時に実績等を確認）。
実績確認	申請書に添付の領収書等で確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 通学の安全を確保する必要があるとともに、過大とならないよう補助上限額を1,500円としている。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	交付対象者の多くが中山間地域に住む住民であり、廃止にあたっては丁寧な説明が必要である。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	廃止も含め見直しを検討（令和5年度から道路交通法改正により自転車乗用時のヘルメット着用努力義務化）

鳥取市補助金カルテ

NO.	345	担当課	学校保健給食課	外線	0857-30-8417
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市学校給食物資調達業務運営費補助金				
概要	本市の学校給食物資調達業務の受託者にたいし、学校給食における食育の普及・啓発、学校給食用物資の安定供給の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1201）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	R5	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	給食の物資調達にかかる入札執行率				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	学校給食費	
歳出事業名	給食調理委託費					
R8予算	14,782千円					
R8予算 積算根拠	人件費12,761千円、旅費13千円、需用費92千円、役務費60千円、使用料及び賃借料350千円、その他管理経費等1,506千円					
	過去実績	件数	決算額 (千円)			
	R7 (見込)	1	14,441			
	R6	1	14,174			
	R5	1	13,914			
	R4	0	0			
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市学校給食物資調達業務の受託者
交付要件	鳥取市学校給食物資調達業務の受託者が実施する次に掲げる事業であること。 (1) 学校給食における食育の普及・啓発 (2) 安全・安心な学校給食用物資の安定供給 (3) その他安全・安心な学校給食の提供の継続を達成するために市長が必要と認める事業
対象経費	報酬、給与、賞与、退職給付、福利厚生費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、燃料費、賃借料、保険料、諸謝費、租税公課、支払負担金、手数料及び管理諸費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に関係書類を添付し確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5, 2-7 市独自で給食物資の調達を行うことは困難であり、補助事業者が調達に要する経費に人件費が含まれるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	346	担当課	学校保健給食課	外線	0857-30-8416
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市遠距離等通学費補助金（小規模校転入制度／小学校）				
概要	遠距離や通学上の危険度等の要因により、バスやJRまたは自家用車で通学する市立小・義務教育学校の児童の保護者に対し、通学費用を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1201）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H22	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	利用者アンケート「役立っている、どちらかといえば役立っている」割合70%以上				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	遠距離通学費補助金（小学校）					
R8予算	3,028千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	小規模校転入制度利用児童 22人 3,028円 ※次の額の合計／公共交通機関利用、自家用車通学 ※各事業において上限額あり			R7 (見込)	26	2,327
				R6	47	2,466
				R5	36	2,327
				R4	28	2,564
補助率・補助額				上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	対象地域から通学する児童生徒の保護者
対象経費	通学定期代、送迎にかかる燃料費等
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。（定期券購入事業のみ完了後申請）
実績確認	実績報告書もしくは申請書に領収書等を添付し確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 保護者の負担軽減を目的とした補助であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	347	担当課	学校保健給食課	外線	0857-30-8416
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市遠距離等通学費補助金（小規模校転入制度／中学校）				
概要	遠距離や通学上の危険度等の要因により、バスやJRまたは自家用車で通学する市立中・義務教育学校の児童の保護者に対し、通学費用を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1201）教育の充実・郷土愛の醸成				
創設年度	H22	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	利用者アンケート「役立っている、どちらかといえば役立っている」割合70%以上				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費	
歳出事業名	遠距離通学費補助金（中学校）					
R8予算	681千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	小規模校転入制度利用生徒 10人 682千円 ※次の額の合計／公共交通機関利用、自家用車通学 ※各事業において上限額あり			R7 (見込)	10	681
				R6	9	626
				R5	10	682
				R4	9	761
補助率・補助額				上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	対象地域から通学する児童生徒の保護者
対象経費	通学定期代、送迎にかかる燃料費等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。（定期券購入事業のみ完了後申請）
実績確認	実績報告書もしくは申請書に領収書等を添付し確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 保護者の負担軽減を目的とした補助であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-